

## 成績評価における客観的な指標

本校では、以下のとおり学則施行細則の規定により、成績評価を適切に実施しています。

### 単位の認定及び成績評価に関する細則（学科）

（学則第 20 条・第 21 条）

（目 的）

第 1 条 履修すべき学科の単位認定については、学則に定めるほかこの規程によって行う。

（履 修）

第 2 条 学生は、原則として当該学年に開講される学科目を履修しなければならない。

（単位の認定）

第 3 条 学科目を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

- 2 学科目の単位は、学則別表 1 に定めるところによる。
- 3 単位認定の要件は次のとおりとする。
  - (1) 学科目における欠課時間が、出席すべき時間の 3 分の 1 を超えていない。
  - (2) 単位認定試験に合格をしている。
  - (3) 日常の修学状況及び当該科目に不正行為がない。
  - (4) 学費が納入されている。

（定期試験）

第 4 条 学科目定期試験は、科目の終了時、および、担当講師が必要と認めたときに行う。

- 2 試験は次のいずれかの方法で行う。
  - (1) 筆記試験
  - (2) 課題評価
  - (3) 実技試験
  - (4) その他シラバスに提示されたもの
- 3 試験は、学科目毎に 100 点満点で行い、60 点以上を合格とする。
- 4 1 科目を複数の講師が担当した場合は、得点を合算してその科目の得点とする。

（定期試験の受験資格）

第 5 条 受験資格は、当該学科目における欠課時間が、出席すべき時間の 3 分の 1 を超えていない。

- 2 再履修者の受験資格は、当該学科目における欠課時間が、再履修年度に出席すべき時間の 3 分の 1 を超えていない。

（追試験）

第 6 条 追試験は、定期試験をやむを得ない事由で受験できなかった場合に 1 回を限度に受けることができる。

- 2 前項のやむを得ない事由とは、以下のいずれかをいう。
  - (1) 忌引きの場合（欠席・欠課、遅刻・早退に関する細則第 4 条の規定に準ずる）

- (2) 感染症による出席停止の場合
  - (3) 傷病によるもので、診断書がある場合
  - (4) 交通事故その他の不慮の事故によるもので、交通事故証明等、日時と事故内容の証明できる場合
  - (5) 交通機関の障害による場合で、遅延証明ができる場合
  - (6) その他の事由で、校長が特に認めたとき
- 3 追試験は、追試験受験料を添え、追試験願を提出の後、受理された場合に受けることができる。
  - 4 忌引のため定期試験を受けられず追試験となった場合、追試験料は徴収しない。
  - 4 追試験は、学校が定めた日に行う。
  - 5 追試験の成績は、得点から2割を減じ60点以上が合格となる。

(再試験)

第7条 試験において60点に達しないときは、再試験をおこなう。

- 2 再試験は、1科目につき1回限り受けることができる。
- 3 再試験は、再試験受験料を添え、再試験願を提出の後、受理された場合に受けることができる。
- 4 再試験は、学校が定めた日に行う。
- 5 再試験は、60点以上を合格とし、その成績は60点とする。
- 6 再試験で60点に達しない場合、指定された日に受験しなかった場合は再履修となる。
- 7 再履修は、第4条、および第5条と同様の扱いとなる。

(追試験・再試験の受験資格)

第8条 追試験・再試験の受験者は、定められた期日までに、所定の必要手続きを終える事で、受験資格を得ることができる。

- 2 定期試験を無断欠課（試験時間の3分の1(入室可能時間)までに連絡がなかったもの）をした者については、単位修得を放棄したものとみなし、原則として追試験・再試験の受験資格はない。

(成績の表示)

第9条 学科目の成績は、下記のとおりとする。

優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

(既修得単位の認定)

第10条 本校の教育内容に相当すると認められた科目については、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- 2 既修得単位の認定は、次に掲げる書類を添えて学生本人が申請する。
  - (1) 既修得単位認定申請書

- (2) 大学等が発行した単位修得証明書又は成績証明書
- (3) 認定を受けようとする科目に係る大学等における授業内容を示した資料
- 3 校長は、申請書が提出された時は、既修得単位認定会議を開催する。
- 4 既修得単位の認定は、既修得単位認定会議において教育内容を評価し、可否を判定する。
- 5 既修得単位認定会議は教員会議において行い、校長が認定する。
- 6 既修得単位認定の申請期限は、入学年度の4月15日までとする。
- 7 校長は、既修得単位認定を判定した時は、申請のあった日から30日以内に、申請者本人に既修得単位認定書により通知する。

## 単位の認定及び成績評価に関する細則（臨地実習）

（学則第20条、第22条）

### （目的）

第1条 履修すべき臨地実習の単位認定については、学則に定めることのほかこの規定程によって行う。

### （履修）

第2条 学生は原則として当該学年における臨地実習を履修しなければならない。

### （単位の認定）

第3条 臨地実習を履修し、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 臨地実習の単位は、学則別表1に定めるところによる。
- 3 単位認定の要件は次のとおりとする。
  - (1) 臨地実習における欠課時間が、出席すべき時間の3分の1を超えていない。
  - (2) 臨地実習に合格をしている。
  - (3) 日常の修学状況及び当該科目に不正行為がない。
  - (4) 学費が納入されている。

### （臨地実習履修のための条件）

第4条 臨地実習の履修は、各実習領域が指定している「臨地実習の前提条件」を履修、および単位の修得をしている者が実施できる。

- 2 臨地実習の前提条件として履修または単位修得が必要となる科目は別に定める。

### （臨地実習評価のための条件）

第5条 臨地実習の評価を受けるにあたっては、指定された期日・時間までに必要な書類を提出しなければならない。

- 2 提出をしない場合は、評価を受ける資格を失う。

### （評価）

第6条 臨地実習の評価は、臨床指導者と検討の上、担当教員が行う。

- 2 臨地実習の評価は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

- 3 60点に満たない場合は、再実習を行うことができる。

(補習実習)

- 第7条 臨地実習において、やむを得ない事由で実習ができなかったとき補修実習を行う。やむを得ない事由とは、欠席、欠課、遅刻及び早退に関する細則第3条の2項の規程に準ずる。
- 2 補習実習は、補習実習料を添え、補習実習願を提出の後、受理された場合に受けることができる。
  - 3 補習実習は、本人が心身ともに健康であること。または、健康問題があっても対処方法を含め実習可能であると判断できる状態であること。補習実習に必要な学習準備が整っている場合に行う。
  - 4 成績は評価点を以て得点とし、60点以上が合格となる。
  - 5 補修実習は、学校が定めた日に行う。
  - 6 補習実習の内容および実習時間は定期実習に準ずる。
  - 7 補習の時期は以下とする。
    - 1年次：基礎看護学実習Ⅰは、基礎看護学実習Ⅱの前までに実施する。  
基礎看護学実習Ⅱは、単位認定会議までに実施する。
    - 2年次：老年看護学実習は、成人・老年看護学実習Ⅰの前までに実施する。  
成人・老年看護学実習Ⅰは、単位認定会議までに実施する。
    - 3年次：補習実習は、卒業認定会議までに実施する。

(再実習)

- 第8条 臨地実習において、評価が60点に達しないときは再実習を行う。
- 2 再実習は、その年度につき1回を限度に受けることができる。
  - 3 再実習は、再実習料を添え、再実習願を提出の後、受理された場合に受けることができる。
  - 4 再実習は、本人が心身ともに健康であること。または、健康問題があっても対処方法を含め実習可能であると判断できる状態であること。再実習に必要な学習準備が整っている場合に行う。
  - 5 再実習は、60点以上を合格とし、その成績は60点とする。
  - 6 再実習は、学校が定めた期間に行う。原則として長期休業中に行う。
  - 7 再実習の時期は以下とする。
    - 1年次：基礎看護学実習Ⅰは、基礎看護学実習Ⅱの前までに実施する。  
基礎看護学実習Ⅱは、単位認定会議までに実施する。
    - 2年次：老年看護学実習は、成人・老年看護学実習Ⅰの前までに実施する。  
成人看護学・老年看護学実習Ⅰは、単位認定会議までに実施する。
    - 3年次：再実習は、卒業認定会議までに実施する。
  - 8 再実習の内容は定期の実習に準じ、実習時間は原則として定期実習の3分の2以上、又は内容不足に応じた時間を教員会議で決定する。

(成績の表示)

第9条 臨地実習の成績は、下記のとおりとする。

優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満